6

森林文化都市
飯能市

報道関係各位

飯　　能　　市
記　者　発　表　資　料
平成３０年８月３１日

件　名　　森林所有者意向調査の実施について

１　概要

森林所有者に森林の適切な管理を義務付けるとともに、手入れが行き届いていない森林の管理を、市町村を介して実施する新たな制度を創設するため、森林経営管理法が平成３１年４月に施行されます。

これを受けて市では、本法及び第６次飯能市森林整備計画に基づき、市内の森林を適切に管理し、将来にわたり森林の持つ多面的機能が十分に発揮されることを目指し、市内に森林を持つ全ての人に、今後の所有森林の経営や管理のご意向等をお伺いし、これを踏まえ、市による経営管理権の設定等について検討していくこととしています。そこで、その基礎資料として活用するため、この度、意向調査を実施しますので、その概要をご報告します。

２　内容

（１）調査の時期

平成３０年９月下旬～１０月下旬

（２）調査の対象

平成３０年１月現在、市内に森林を所有する森林所有者　約４，５００名
対象筆数　約２５，０００筆

（３）調査の方法

自治会、西川広域森林組合、広報はんのう等を通じて事前周知の上、市内に森林を所有する森林所有者に向けて調査票を郵送配付し、郵送での返信により実施。

（４）調査の項目

・森林の経営管理の実態に関する事項
　⇒　境界や施業履歴に関する記録や認識等
・第６次飯能市森林整備計画、森林経営管理法及び森林環境税制に関する事項
　⇒　内容の説明と内容に関する意識等

・森林の経営管理の意向に関する事項

⇒　第６次飯能市森林整備計画、森林経営管理法及び森林環境税制を受けての各所有地番（森林）の管理意向等

（５）調査のスケジュール

平成３０年	９月下旬	調査票発送
	１０月下旬	調査票返信（回収）
	１１月～	未返信者への提出のお願い
	１２月～	回収調査票の集計等
平成３１年	１月～３月	調査報告書の作成
	２月	調査報告書（速報）の公表
	３月	調査報告書（確定）の公表
	４月以降	調査結果の森林情報管理システムへの取込み

（６）調査結果の活用

市では今回の調査結果を基に、森林経営への意欲が薄れた人の森林を把握した上で、森林組合による森林経営計画の作成や市による経営管理権の設定等により、自然的条件等が良く、林業経営に適した森林は、森林経営の集積・集約化や路網整備等を進め林業的利用を積極展開するとともに、林業経営に適さない森林は、管理コストの低い針広混交林等（スギや広葉樹が混在する森林など）へと誘導し、観光や環境等の観点から多様な森林活用を進めるなど、森林機能の最適化に取り組んでまいります。

（７）調査の実施主体等

実施主体	飯能市（森林づくり推進課）
実施協力	西川広域森林組合
受託業者	株式会社パスコ

（8）調査の全体構想（イメージ）

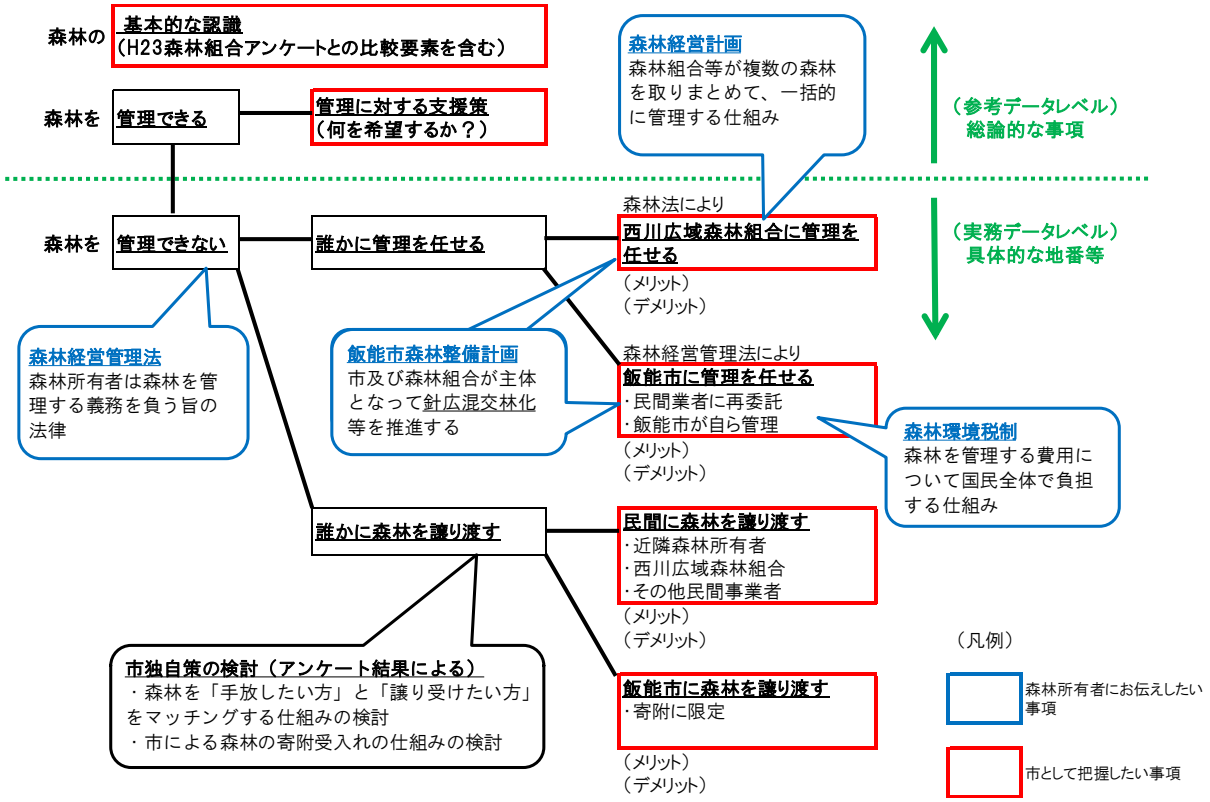

担当者　森林づくり推進課長　吉澤
連絡先　TEL042-973-2111
内線 600